

JQ医療安全管理者養成研修e-learning（個人受講） 利用規約[個人受講者向け]

公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「当機構」といいます）は、当機構が提供するJQ医療安全管理者養成研修e-learning（以下「本サービス」といいます）の利用について、以下の通りこの利用規約（以下「本規約」といいます）を定めます。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意していただく必要があります。

第1条（適用）

1. 本規約は、個人受講希望者および個人受講者（第2条で定義する）と当機構との間に適用されます。
2. 当機構が本サービスに関し、本規約に関連して個別規定を定めた場合、その個別規定は本規約の一部を構成します。本規約と個別規定の内容が異なる場合には、個別規定を優先するものとします。

第2条（定義）

本規約で使用用語の定義は、以下の通りとします。

- （1）「個人受講希望者」とは、当機構への直接申し込みにより本サービスの利用を希望し、本規約第3条（利用申込）に基づいて本サービスを利用するために登録を申請する個人をいいます。
- （2）「個人受講者」とは、個人受講希望者のうち当機構が本サービスに登録した者をいいます。
- （3）「利用料金」とは、本サービスの利用と参加型研修をあわせたJQ医療安全管理者養成研修の受講料金をいいます。

第3条（利用申込）

1. 個人受講希望者は、本規約を遵守することに同意し、かつ当機構の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます）を当機構指定の方法で提出することにより、当機構に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
2. 当機構は、当機構の基準に従って、個人受講希望者の登録の可否を判断し、当機構が登録を認める場合にはその旨を個人受講希望者に通知します。個人受講者としての登録は、当機構が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。
3. 第1項に基づく登録情報を基に、当機構にて個人受講希望者を本サービスに登録します（以下「初回登録」といいます）。初回登録の完了時に、本規約が個人受講者と当機構との間に成立し、個人受講者は本サービスを本規約に従い利用できるようになります。
4. 当機構は、個人受講希望者および個人受講者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録および再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - （1）当機構に提供した登録情報の全部または一部に虚偽があった場合、その他、当機構による円滑な登録に支障を来す場合
 - （2）反社会的勢力等（暴力団、暴力団関係団体、総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成員を意味します。以下同じ）である、または反社会的勢力等と何らかの交流、関与を行っている場合
 - （3）過去当機構との契約に違反した者またはその関係者であると当機構が判断した場合
 - （4）本規約第10条（登録抹消）に定める措置を受けたことがある場合
 - （5）その他、当機構が登録を適当でないと判断した場合

第4条（利用期間）

1. 本サービスは、当機構が定める「e-learning視聴可能期間」に限り利用できます。
2. 当機構は、利用期間を経過した時点で、当該個人受講者に対するサービスを終了するものとします。

ます。この際、当該ログイン IDおよびパスワードは抹消されます。また、当該個人受講者の学習履歴についても参照ができなくなります。

第5条（ID、パスワードの発行）

1. 個人受講者には、受講登録の完了通知と同時に、本サービスの利用に必要なIDおよびパスワードが付与されます。
2. 当機構が個人受講者に発行したパスワードは、個人受講者により変更することができます。当機構は個人受講者により変更されたパスワードについては、個人受講者本人の承諾なしに他人に開示しないものとします。
3. 当機構は、利用開始日をもって、個人受講者に対し発行したIDおよびパスワードによる本サービスの利用資格を与えるものとします。

第6条（個人受講者の管理責任）

1. 個人受講者は、本サービスに関連して当機構から発行されたIDおよびパスワードを自己の責任において管理するものとし、IDおよびパスワードを第三者に使用させたり、譲渡し、貸与または担保に供したりすることはできないものとします。
2. IDまたはパスワードの使用上の誤りまたは第三者による不正使用等により損害が生じた場合、当機構は一切その責任を負いません。
3. 個人受講者は、本サービスに関する問合せを行うことを希望する場合、当該問合せは、当機構に対して行うものとします。
4. 初回登録後の登録情報（氏名、電子メールアドレス等）に変更が生じる際は、個人受講者にて登録情報の修正を当機構に依頼するものとします。

第7条（個人受講者の地位および禁止事項）

1. 個人受講者は、本サービスを利用することをもって、本規約に合意したものとみなされ、同時に本サービスにおける個人受講者としての地位を得るものとします。
2. 個人受講者は、本サービスの利用に関して、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - （1）当機構または個人受講者以外の第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - （2）本規約に違反して、個人受講者以外の第三者に本サービスを利用させる行為
 - （3）本サービスのネットワーク、システム等に過度な負荷をかける行為
 - （4）本サービスの運営を妨害する行為
 - （5）個人受講者以外の第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - （6）公序良俗に反する行為
 - （7）反社会的勢力等への利益供与
 - （8）その他、国内外への法律、法令に違反する行為、またはその恐れのある行為
 - （9）その他、当機構が不適切と判断する行為

第8条（利用料金）

1. 利用料金、支払期日及び支払方法は、Webサイトに掲載する方法により定めるものとします。
2. 当機構は、利用料金を改定することがあります。この場合、当機構は、30日以上予告期間を定めて、個人受講者に対し、Webサイトに掲載する方法により、改定後の利用料金及び改定の効力発生日を予告するものとします。
3. 当機構は、第19条（サービスの廃止）に該当する場合を除いて、いかなる理由があろうとも、個人受講者から支払われた利用料金を原則として返還しません。

第9条（個人受講者による解約）

個人受講者は、当機構に解約の届出を行うことにより、本サービスの利用を解約することができます。個人受講者から当機構に解約の届出が到達した時点で終了するものとします。

第10条（本サービスの提供の中断又は停止）

1. 当機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を、中断又は停止できるものとします。なお、個人受講者は、当機構が本サービスの提供を中断又は停止した場合においても、利用料金の支払いを免れないものとします。

（1）電気通信事業者の通信設備又はこれに付属する設備の保守又は工事等の実施により本サービス用設備又は電気通信事業者より借り受ける電気通信回線がインターネットから遮断される場合

（2）クラウド提供事業者が当機構へのクラウドサービスの提供を停止した場合

（3）電力会社からの当機構又は電気通信事業者への電力供給の中断その他やむを得ない事由が発生した場合

（4）天災地変その他の不可抗力又は当機構の責に帰すことができない事由により、本サービスの中断若しくは停止をせざるを得ない場合

（5）本サービスの提供に必要なシステムやサーバー等の設備の障害を補修する場合

（6）本サービスの円滑な運営のために、計画メンテナンス等を実施する場合

（7）本サービスが第三者による不正アクセス又はアタックあるいは通信経路上での傍受を受けた、またその疑いがある場合

（8）その他当機構が本サービスの中断又は停止を必要と判断する場合

（9）個人受講者の都合により、利用料金が支払われない場合

（10）個人受講者が第7条（個人受講者の地位および禁止事項）第2項の禁止行為を行ったとき、またはそのおそれがあるとき

2. 計画メンテナンスは、おおよそ1カ月毎に日本時間の平日夜間帯（22：00～5：00）を目安に実施します。

3. 本サービスの提供を中断又は停止する場合、事前に個人受講者に通知します。ただし、緊急時の場合、当機構は、当該通知を行うことなく直ちに本サービスの提供を中断又は停止するものとし、事後すみやかに個人受講者への通知を行います。

第11条（登録抹消）

当機構は、個人受講者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、個人受講者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約できるものとします。

（1）本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改竄又は消去する行為を行った場合

（2）法令もしくは公序良俗に違反し、又は当機構もしくは第三者に不利益を与える行為を行った場合

（3）詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為を行った場合

（4）当機構による本サービスの運営に支障を及ぼす行為を行った場合

（5）催告したにも関わらず利用料金の不払いが是正されない場合又は正常な支払いが不能となった場合

（6）第7条（個人受講者の地位および禁止事項）の定め違反した場合、その他本規約に違反し催告するもなお改善されない場合

（7）本規約に定める内容について回復し得ない重大な違反行為を行った場合

（8）本サービスの利用にあたり当機構に提出した登録情報に重要な事実と相違する場合

第12条（受講設備の設定・維持）

1. 個人受講者は、自己の費用と責任において、当機構が定める条件にて受講に必要な設備の設定を行い、設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 個人受講者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用において、電気通信サービスを利用し設備をインターネットに接続するものとします。

3. 当機構は、設備、前二項に定める環境又はインターネット接続について、何らの義務も負いません。

第13条（秘密情報の取扱い）

1. 個人受講者及び当機構は、本サービスの利用又は提供のため、相手方より開示を受けた技術上又は営業上その他合理的に秘密として取り扱う必要があると判断される情報（以下「秘密情報」といいます）を第三者に開示又は漏洩しないよう管理し、必要な措置を講じると共に、本サービスの利用又は提供以外の目的に利用しないものとします。ただし、開示を受けた情報のうち、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報とはみなさないものとします。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から入手した情報
- (3) 開示された情報によることなく独自に開発したことを証明できる情報
- (4) 自らの責によることなく公知となった情報
- (5) 開示を受ける以前に既に知得していた情報

2. 前項の定めにかかわらず、法令の要請により開示する義務を負う場合、個人受講者又は当機構は、当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。ただし、やむを得ない場合を除き、当該要請受領後すみやかに相手方に通知し、相手方が当該要請に対応するための機会を設けるものとします。

3. 第1項の定めにかかわらず、当機構が必要と認めた場合には、当機構は、デジタル・ナレッジ（以下「システム提供者」といいます）に対して業務のために必要な範囲で秘密情報を開示することができます。ただし、当機構はシステム提供者に対して、本条に基づき当機構が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせ、連帯してその責任を負うものとします。

4. 本条の規定は、本サービス利用終了後も有効に存続するものとします。

第14条（個人情報の取扱い）

1. 当機構は、本サービスの利用又は提供により個人受講者から提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします）を、本サービスの利用又は提供の目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しません。また、当機構は、個人情報に関して、個人情報保護法を遵守します。

2. 前項の定めにかかわらず、当機構は本サービスの一環として、Q&A対応、システム運用等の作業の一部を委託先に委託する場合は、本章に定めるのと同様の義務を当該委託先に課したうえで、当該委託先に対し個人情報を開示できるものとし、連帯してその責任を負います。

3. 当機構は、個人受講者による本サービスの利用によって取得する情報（アクセスログ、操作ログ情報等をいい、以下同じとします）について、個人を特定できないよう適切な処置（個人情報に該当しないよう適切に当該情報を加工すること）を行った上で、本サービスもしくはこれに関連するサービス又は当機構の事業運営上必要な範囲において利用（統計資料の作成、及び当該事業に必要な範囲において第三者に提供することを含みます）できるものとします。

4. 第1項規定の個人情報については、本サービス終了後は直ちに返還又は処分しなければならないものとします。

第15条（損害賠償）

1. 本サービスの利用又は提供に関して、当機構が甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、第2項に定めるものに限定されるものとし、損害賠償の額は、利用料金の既受領相当額を上限とします。

2. 当機構が損害賠償責任を負うのは、当機構の責に帰すべき事由（ただし第10条（本サービスの提供の中断又は停止）第1項第6号に起因するものを除きます）により受講者が本サービスを利用できず（以下「利用不能」といいます）、かつ次の各号のいずれかに該当した場合とし、その範囲は現実に発生した通常損害に限定されるものとします。

- (1) 受講者が利用不能となったことを当機構が知った日時から起算して24時間以上（休業日を除く）利用不能の状態が継続したとき
- (2) 利用不能状態が生じた月における利用不能の状態が合計48時間（休業日を除く）を超過したとき

第16条（免責）

1. 本サービスの利用又は提供に関して当機構が負う責任は、理由の如何を問わず前条に定める内容をもって全てとします。当機構は、以下の事由により個人受講者に発生した損害については、債務不履行、不法行為その他請求原因の如何を問わず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。但し、当機構に故意又は重大な過失が存する場合にはこの限りではないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 個人受講者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等個人受講者の接続環境の障害
 - (3) 本サービスの利用により生じたハードウェア機器若しくはデータ等の支障
 - (4) クラウド提供事業者が当機構へのクラウドサービス提供を停止した場合
 - (5) 当機構が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
 - (6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタックあるいは通信経路上での傍受
 - (7) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (8) その他当機構の責に帰すべからざる事由
2. 当機構は、以下の各号に定める損害について何らの責任も負担しないものとします。
- (1) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (2) 当機構が定める手順等を個人受講者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (3) 本サービス用設備のうち当機構の製造に係らないOS、データベース又はハードウェア等に起因して発生した損害
 - (4) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (5) 上記の他本サービスの利用に関して個人受講者又は個人受講者の顧客に生じた損害
3. 当機構は、個人受講者が本サービスを利用することにより、第三者との間で生じた著作権その他知的財産権上の紛争について何らの責任も負いません。但し、当機構の責めに帰すべき事由が存する場合はこの限りではありません。
4. 当機構は、本サービスを利用して取得される情報、本サービスの利用及び利用結果について、その完全性、正確性、有用性、可用性その他名目の如何を問わず何らの保証も行いません。

第17条（著作権）

1. 個人受講者は、権利者の承諾を得ないで、いかなる方法においても本サービスを通じて提供されるいかなる情報も、著作権法で定める個人受講者個人の私的使用の範囲を超える複製、販売、出版、その他の用途に使用することはできないものとします。
2. 個人受講者は、権利者の承諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、本サービスを通じて提供されるいかなる情報も使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。
3. 本条の規約に違反して問題が発生した場合、個人受講者は、自己の責任と費用において係る問題を解決するとともに、当機構に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 個人受講者及び当機構は、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、また将来にわたっても該当しないことを保証します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者・関係団体、総会屋、社会運動・政治運動標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれかであること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等であること

(3) 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係にあること

(4) 反社会的勢力と社会的に非難される関係にあること

2. 個人受講者及び当機構は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、また将来にわたっても行わないことを保証します。

(1) 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為

(2) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(3) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

第19条（サービスの廃止）

当機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

(1) 廃止日の60日前までに個人受講者に通知した場合

(2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

第20条（規約の変更等）

1. 当機構は次の各号のいずれかに該当する場合、利用団体の承諾なく、本規約を変更する事があります。

(1) 利用規約の変更が、利用団体の一般の利益に適合するとき。

(2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性があるとき。

2. 第1項に基づく変更を行った場合、当機構は予め当機構に通知されたアドレス宛の電子メール、本サービス上の一般掲示またはその他当機構が適当と認めるその他の方法により相当の期間を定めて当該変更を周知するものとし、当該期間を経過した後に効力を発するものとします。

第21条（権利の帰属）

本サービス及び本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠権、ノウハウ等の知的財産権及びその他の一切の権利は、当機構に帰属します。

第22条（譲渡等の禁止）

個人受講者は、当機構の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位ならびに本規約から生じる権利および義務を第三者に譲渡または担保設定等できません。

第23条（連絡・通知）

1. 本サービスに関する問い合わせその他個人受講者から当機構に対する連絡または通知は、当機構の定める方法で行うものとします。

2. 当機構から個人受講者への通知は、当機構の判断により、通知内容を個人受講者の電子メールアドレスに送信又は本サービスの専用 Web サイトに掲載する方法により行います。

第24条（準拠法および裁判管轄）

1. 本規約および本サービスに関連する個別規定は、日本法に準拠し解釈されるものとします。

2. 本規約または本サービスに関し、当機構と個人受講者との間で紛争が生じた場合は、訴額に応

じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この規約は2022年5月2日から施行する

附則（2023年4月1日）

この規約の変更は、2023年4月20日から施行する。

公益財団法人日本医療機能評価機構